

3-2 全国大学IT活用教育方法研究発表会

本発表会は、文部科学省の後援事業として、教育改善のためのIT活用によるFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動の振興普及を促進・奨励し、その成果の公表を通じて大学教育の質的向上を図ることを目的として、平成5年度より実施している。また、6年度から本発表会の最優秀賞として、文部科学省より文部科学大臣賞の交付が認められている。発表会の運営・実施は、教育方法研究発表会運営委員会（委員長：東村高良、関西大学）を継続設置し、以下の事業を実施した。

(1) 全国大学IT活用教育方法研究発表会の開催と表彰

本発表会の趣旨が申込者に理解されるよう、募集要項に記載している4つの選考ポイント「問題の所在」、「教育改善の内容と方法」、「教育実践による改善成果」、「成果の発展性」のうち、「問題の所在」の説明を「問題点が具体的に明らかにされているか」から「客観的なデータなどに基づいて問題点が明らかにされているか」に改め、申込時に問題点を具体的に明示することを義務づけた。また、申込書に「教育改善の目標」として基礎学力の向上、学習意欲の向上、達成感の獲得、教育力の向上などの選択項目や、「教育改善成果の確認方法」に関する選択項目を追加する他、応募資格を教員のみに限定することで、本発表会が教育改善と成果の公表の場であることをより強調することとした。

選考は、選考基準を保つため例年通り選考委員会を運営委員中心構成することとし、選考委員の専門外の分野については、必要に応じて専門委員を外部から招聘し、専門委員の評価を参考に選考委員が最終的に選考を行うことにした。また、発表内容の質を高めるため、例年通り発表終了後に特別セミナーを実施し、教育効果を高めるための授業方法や工夫について、PBL(振り返り学習)、学習能力の向上、理解度把握などの事例を通じて紹介することとした。

1次選考は、20年7月5日にアルカディア市ヶ谷(私学会館)を会場に、52件の発表があり、問題の所在、教育改善の内容と方法、教育実践による改善成果、成果の発展性の四つの視点から選考を行い、9件が2次選考に推薦された。なお、発表会には、発表者を除き247名が参加し、昨年度より70名ほど増加した。詳細は、資料編【資料13】を参照されたい。

2次選考は、20年9月6日に私学会館を会場に9件の発表があり、選考委員会の結果について運営委員会にて選定の結果、以下の通り「奨励賞」2件決定し、20年11月25日の第49回総会にて表彰した。

★奨励賞(2件)

「系統的な情報処理教育による薬物動態の理解向上の試み」

長崎大学 西田 孝洋、他5名

「学習者対応型知的チュータシステム」

芝浦工業大学工学部 横田 寿

(2) 発表会および論文誌発行の運営

1次選考に多くの関係者が参加できるよう、例年同様に過去の発表会参加者や他の行事参加者、本協会の調査回答者、会誌読者に広く呼びかけるとともに、開催要項を学部長、学部長、F D関連部門をはじめとする関係者、関係機関に配布した。論文の選考に際しては、以下の通り論文執筆規程により対応した。なお、論文の関連内容を電子媒体でも見ることができるよう、例年同様に執筆者から提供された図表、発表スライドなどのデータをCD-ROMに収録し、論文誌に添付した。

全国大学IT活用教育方法研究発表会論文執筆規程（2006年7月改訂）

1. 論文誌刊行の目的

論文誌は、大学（短期大学を含む）の教職員による、情報技術及びこれを活用した教育方法の自主的な研究を促進・奨励し、その成果の発表・評価を通じて大学教育全般の質的向上を図ることを目的として刊行する。

2. 論文誌の編集

論文誌の編集及びこれに掲載する論文（以下、「論文」という）の審査は、教育方法研究発表会運営委員会の組織する論文誌編集委員会（以下、「編集委員会」という）が行う。

3. 論文の内容及び形式

論文は、下の各項に掲げる範囲に属し、かつ未発表の研究又は開発成果を内容とし、有用性・新規性等の点において優れていると評価されるものとする。

- ① 情報技術を活用した教育・学習方法の研究
- ② 情報専門分野の教育・学習方法の研究
- ③ 情報リテラシーの教育・学習方法の研究

4. 論文原稿の書式・提出手続き

論文原稿は、「論文原稿・CD-ROM収録資料の作成要領」の規定する書式に従い、編集委員会の定める期日までに提出しなければならない。

5. 論文の審査及び採否の決定

(1) 論文の採否は、下の各項に掲げる審査の過程を経て、編集委員会が決定し、著者に通知する。編集委員会が不採択と決定した論文については、その理由を著者に通知する。

- ① 全国大学IT活用教育方法研究発表会における研究発表（1次選考）
- ② 提出論文の査読（論文選考）

(2) 採択された論文の掲載形式（「研究論文」又は「研究ノート」等）の別は、編集委員会が決定する。

(3) 論文は次の場合に不採択とする。

論文の内容が既に公表されたものである場合

論文の内容が不十分で、有用性が認められない場合

論文の構成や文章表現に問題があり、部分的修正では改善の可能性がない場合

その他、編集委員会が不適当と判定した場合

6. 論文掲載の辞退

論文の著者が何らかの理由があって論文掲載の辞退を希望する場合には、直ちに著者は編集委員会に対し、署名捺印した理由書を付してその旨を申し出なければならない。

7. 著作権等の取り扱い

(1) 掲載論文及びCD-ROM収録資料（以下、「論文等」という）は、社団法人私立大

学情報教育協会（以下、「協会」という）に対して、排他的に無償の利用許諾が無期限でなされたものとして扱う。ただし、利用許諾の範囲は、論文等の複製、翻訳、映像化（翻案）、送信可能化を含む公衆送信に限るものとする。

- (2) 論文等の作成に際して利用した素材およびコンピュータプログラム等については、当該素材等の著作者・著作権者・著作隣接権者等から必要な許諾（送信可能化を含む）をあらかじめ得て、その内容を編集委員会に報告しなければならない。
- (3) 論文等が論文誌に掲載される等の方法で公表された結果、名誉毀損等の民刑事責任を問われることとなった場合には、論文等の提出者のみによって当該紛争を解決しなければならない。協会は、いかなる紛争にも関与しない。
- (4) 論文等を送信可能化する場合、著作者は同一性保持権行使しないことに同意するものとする。

（3）次年度に向けての改善

21年度に向けて次のように改善することにした。

- ① 本発表会の趣旨が申込者により理解されるよう、募集要項の選考ポイントに「教育改善の目的」（「基礎学力の向上」、「学習意欲の向上」、「学習による達成感の獲得」、「教員の教育力の向上」といった目的が明確であるか）を追加し、申込時に明確にすることを義務づける。
- ② 文部科学省中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」でも入口管理について重視していることを受け、発表申込書の教育分野に「初年次教育」を追加する。
- ③ 応募者が授業を持っている教員であるか書類選考で確認できるよう、発表申込書の「本発表で扱っている授業」の項目にも職名の記入欄を設ける。
- ④ 教育改善による成果を明確化するため、発表申込者の「教育改善成果の確認方法について」において、「学内の同僚による評価」に評価した人数、「学外による評価」に評価主体の記入欄を設ける。
- ⑤ 本発表会の運営に関する内規を見直し、「授賞選考委員会」については、現状は運営委員が選考委員を兼ねており「授賞選考を審議するための小委員会」ではないため、現状に即して「小委員会」を「委員会」と修正する。
- ⑥ 論文執筆規程を見直し、「3. 論文の内容及び形式」の論文の範囲を現状に即して「①情報通信技術を活用した教育・学習方法の研究」「②情報教育・学習方法の研究」「③上記以外の教育改善に関する研究」に修正し、これらを(1)としてまとめ、(2)として「論文は適切な倫理的配慮がなされているものとする。」を追加する。また、「7. 著作権等の取り扱い」の「(4) 論文等を送信可能化する場合、著作者は同一性保持権行使しないことに同意するものとする。」については、論文を本協会のホームページに掲載できるよう設けたものであるが、著作者は同一性保持権行使しないことまで当協会が求めてもよいかどうか、著作権の専門家に意見を聞いた上で今後の運営委員会で検討する。
- ⑦ 論文の英文アブストラクトは、査読者から全面的な書き直しを筆者に求めることが多いため、「論文原稿の作成要領」の英文アブストラクトの項目に専門家（英語母語話者）の校閲を受けることを追加し、筆者側で事前に英文の校閲を済ませておくよう義務づける。また、論文末に記載する参照ホームページのURLは、タイトル（または製作者）、URL、参照の年月日の順に表記するよう、例示とともに追加する。